

2025 年度 明治大学法学部 ハワイ大学春期法学研修(Law & Society) 参加申込誓約書

明 治 大 学 法 学 部 長 殿

私は、明治大学法学部ハワイ大学春期法学研修(Law & Society)プログラム(以下、プログラムという。)に出願するにあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、同意のうえ出願および参加することを誓約します。誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、明治大学(以下本学という。)の支援を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

申込をするにあたり理解する事項

1. 参加申込書提出、選考を経て参加が認められた後は、本学が正当と認めたとき以外の辞退は認められない。なお、やむを得ない事情でキャンセルする際は旅行規定および研修先により、キャンセル費用が発生する場合があることを了承する。また、ビザが必要な場合、本人の責任においてこれを取得する。ビザの取得が間に合わず、プログラムに参加できない場合も参加費用の返金は認めない。
2. プログラム参加にかかる経費を渡航前に用意する必要性を理解し、事前に保証人または保護者の了解を得て出願する。また、事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払う。
3. 選考テスト、書類選考や教職員との面談の上、プログラム参加の是非が判断される場合がある。
4. 研修先の安全上の状況によっては、本学がプログラムの中止・延期を決定する場合がある。その場合も、旅行規定・研修先の規定によりキャンセル費用が発生する場合があることを了承する。
5. プログラムの参加人数が最少催行人数に満たない場合は、本学がプログラムの中止を決定する場合がある。
6. 持病・アレルギー等健康状態に不安のある場合は事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから申し込みを行う。

参加確定後に必要な手続きに関する事項

7. 参加に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得・費用支払い・保険加入・所属学部提出の必要がある書類・研修先の指定提出書類等)は責任をもって虚偽の記述をせず、指定期日までに行う。本学に提出した個人情報(健康状態含む)に変更が生じた場合は速やかに申し出る。また、諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加取り消しをされる場合があることを了承する。その場合も、旅行規定・研修先の規定によりキャンセル費用が発生する場合があることを了承する。
8. 出発から帰国までを保険期間とするプログラム指定の海外旅行保険への加入を行う。危機管理の観点から、本学指定の海外旅行保険以外への加入は原則認められないことを了承する。また、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、研修先から別途保険加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承する。万一、持病や既往症等、やむを得ない理由で指定の海外旅行保険ではなく、一部の補償内容の増額や特約加入等、内容を変更して保険に加入する場合は、本学の了解を得たうえで、指定の同意書と保険証書のコピーを提出しなければならない。この場合、研修先との契約で保険の種類や補償内容が指定されている場合は、指定に沿った保険に加入しなければならない。
9. 提出書類に記載された個人情報は、渡航や参加手続きの目的のため、研修先やプログラム取扱旅行社へ提供されることに同意する。
10. プログラム指定の海外旅行保険会社や危機管理支援サービス会社が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用することに同意する。

プログラム参加期間中にに関する事項

11. 研修期間中は、滞在国の法令、本学及び研修先の規則を遵守し、指導教員、担当者等の指示に従う。また、自己の自覚と責任において、明治大学の学生として恥ずかしくない行動をとる。また、いかなる場合も車両(自転車を除く)の運転を行わない。
12. プログラム期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学は一切責任を負わない。
13. プログラム期間中、研修先で発生した学生の不注意による対物・対人の賠償、ならびに、本学や派遣先機関の指導・管理が及ばない個人的行動に起因する事故・疾病などによる損害については、学生本人が全ての責任を負うものとする。
14. プログラムまたは本学で定める居住先が指定されている場合は、その居住先に滞在する。
15. プログラムの趣旨を理解し、研修先で学業等に励み、プログラムで決められた講義等を履修する。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従う。その場合に発生しうる帰国に係る費用は、学生本人が全て負担することを了承する。
16. プログラム期間中に研修先の国や地域の安全上の状況によって、本学が途中帰国勧告を決定した場合は、速やかに指示に従う。
17. プログラム期間中は、プログラムが実施される国以外に出国しない。
18. プログラムで定められた旅程のとおり渡航し、留学期間を満了する。また、プログラム期間終了後は、プログラムで定められた旅程のとおり必ず帰国する。
19. 安全保障輸出管理に関し、携行するデジタル機器等は全て本人のみが使用し、全て持ち帰ること、また、海外で提供する技術及び情報等は既に公知である、または軍事転用可能性のある設計、製造、使用にかかるものではない。

明治大学の安全保障輸出管理について：<https://www.meiji.ac.jp/koho/about/export/index.html>

プログラム終了後に関する事項

- 20. プログラム参加中の修学・生活情報や提供された集合・個人写真(研修先から提供を受けたものを含む)などの個人情報をプログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用することがあることを了承する。
- 21. 帰国後は速やかにアンケートや清算に必要な書類等の提出をする。
- 22. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催するイベントの案内、イベント催行に際しての協力の要請や出席依頼、または体験者談の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承する。

申込プログラム名： 2025 年度 明治大学法学部 ハワイ大学春期法学研修(Law & Society)

学部・研究科 学科 年 組 番 学生番号()

記入日 2025 年 月 日 学生氏名(自署):

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

記入日 2025 年 月 日 保証人氏名(自署):